

湯河原町都市公園条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照条文表

現 行	改 正 後	備 考																
<p>(使用の申込み)</p> <p>第3条 条例第7条第3項の規定により有料公園施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続により町長に申し込まなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>湯河原海辺公園のドッグラン</u>  <u>当該使用料を納付し、湯河原海辺公園ドッグラン使用料領収書の交付を受けること。</u></p> <p>(5) <u>前各号（第2号イ（ア）及び第3号イを除く。）の規定による手続を行う申込者で条例別表第3第3項及び第4項の町内の者又は町民の適用を受けようとする者は、湯河原町町民証、運転免許証、身分証明書その他住所等を確認できるものを提示するものとする。</u>            (使用許可証の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1号、第2号、第3号イ、同号ウ (イ) <u>及び第4号</u>に掲げる有料公園の使用については当該各号に定める入場券、領収書又は回数券の交付をもって使用の許可とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>(使用の申込み)</p> <p>第3条 条例第7条第3項の規定により有料公園施設の使用の許可を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める手続により町長に申し込まなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p> </p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>前3号（第2号イ（ア）及び第3号イを除く。）の規定による手続を行う申込者で条例別表第3第3項及び第4項の町内の者又は町民の適用を受けようとする者は、湯河原町町民証、運転免許証、身分証明書その他住所等を確認できるものを提示するものとする。</u>            (使用許可証の交付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前条第1号、第2号、第3号イ及び同号ウ (イ) <u>に</u>掲げる有料公園の使用については当該各号に定める入場券、領収書又は回数券の交付をもって使用の許可とする。</p> <p>別表（第2条関係）</p>	<p>削る</p>																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公園の名称</th> <th style="width: 15%;">有料公園施設の種類</th> <th style="width: 20%;">供用日</th> <th style="width: 50%;">供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	公園の名称	有料公園施設の種類	供用日	供用時間	(略)	(略)	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">公園の名称</th> <th style="width: 15%;">有料公園施設の種類</th> <th style="width: 20%;">供用日</th> <th style="width: 50%;">供用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	公園の名称	有料公園施設の種類	供用日	供用時間	(略)	(略)	(略)	(略)	
公園の名称	有料公園施設の種類	供用日	供用時間															
(略)	(略)	(略)	(略)															
公園の名称	有料公園施設の種類	供用日	供用時間															
(略)	(略)	(略)	(略)															

現 行				改 正 後				備 考
湯河原 海辺公 園	急速充 電器	(略)	(略)	湯河原 海辺公 園	急速充 電器	(略)	(略)	
	ドッグ ラン	1月1日から3 月31日まで及び 10月1日から12 月31日まで(火 曜日を除く。た だし、その日が 1月2日、1月 3日及び12月29 日から12月31日 まで並びに休日 に当たるとき は、供用日とす る。)	午前8時 30分から 午後4時 30分まで					
		4月1日から5 月31日まで(火 曜日を除く。た だし、その日が 休日に当たると きは、供用日と する。)	午前8時 30分から 午後6時 30分まで					
		6月1日から同 月30日まで(火 曜日を除く。た だし、その日が 休日に当たると きは、供用日と する。)	午前8時 30分から 午後6時 30分まで					
		7月1日から8 月31日まで(火 曜日を除く。た だし、その日が 休日に当たると きは、供用日と する。)	午前7時 から午後 6時30分 まで					
		9月1日から同 月30日まで(火	午前7時 から午後					

現 行				改 正 後	備 考
		<u>曜日を除く。た</u>	<u>5時30分</u>		
		<u>だし、その日が</u>	<u>まで</u>		
		<u>休日に当たる</u>			
		<u>ときは、供用日</u>			
		<u>とする。)</u>			
備考 (略)				備考 (略)	
				附 則	
				この規則は、令和8年4月1日から	
				施行する。	